

全国路地のまち連絡協議会会費・運営支援金規約

平成25年5月9日

(目的)

第1条 この規約は、全国路地のまち連絡協議会(以下「協議会」という。)で実施する事業を運営するために必要となる各会員種別ごとに負担する会費及び運営支援金(以下会費等という)の額について、全国路地のまち連絡協議会会則(以下「会則」という。)第7条の規定に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(会費の区分)

第2条 会費を負担する会員の種別は、以下に示すとおりとする。

- (1) 個人会員については、当面会費を徴収しない。
 - (2) 団体会員については、当面会費を徴収しない。
 - (2) 賛助団体会員については、1口につき5万円を徴収する。
- 2 前項の規定に関する会費の口数においては、これを制限しない。

(運営支援金の徴収)

第3条 会費とは別に、会員または非会員を問わず当協議会の活動に賛同し支援するものから運営支援金を受け付ける。その額は以下に定めるものとする。

- (1) 個人については、1口につき3千円。
 - (2) 団体については、1口につき5千円。
- 2 前項の規定に関する会費の口数においては、これを制限しない。

(会費等の納入)

第4条 会費等は、毎事業年度の5月の末日までにこれを納入しなければならない。

2 事業年度の途中に会員となろうとする者については、入会届と同時にこれを納入しなければならない。

(方法)

第5条 会費等は、事務局へ直接納入するものとする。

(会費の返還)

第6条 会費等は、その理由を問わずこれを返還しない。

附 則

この規約は、平成25年5月9日から施行する。